

【第5回 WG】事前ワークまとめ

「協働事業ガイドラインのイメージ」(資料5-2)について

・協働事業ガイドラインに盛り込むべき内容について

- 不要と思われる項目はないと思います。しかし、世界の中でも急速に高齢化が進捗する我が国や鎌倉市の社会環境を踏まえると、ジェロントロジー（高齢化社会工学・高齢者を社会参画させ、生かす社会システムの制度設計等）を考えた場合、行政側の縦割りではなく、各課横断的、若しくは各課連携（即ち、横連携）による協働事業の取組・推進ということが必須になるのではと思います。これらは「協働事業の進め方」の中で視野に入れることができるでしょうが、少なくとも、横連携は、検討（確認）項目として明示した方が良いと思います。
- 協働事業には、市が団体と組むことによってより効果的で効率的に事業を推進できるという側面と市民のニーズ（団体の提案）に市が協働事業で応えるという側面がある。そのため見直し後も「市提案」「団体提案」という言葉は残した方がわかりやすい。
- 団体提案（スタートアップ含む）の事業は単年度予算、2年目以降は協働事業ガイドラインに即した事業でないと継続できない（予算がつかない）という理解でよいか。
- 協働事業と委託契約の違いをガイドラインのはじめに明記する。
- 協定期間は事業によって変わるとは思いますが（例えば1年、3年間、0年以内など）、どのような書き方や表現を想定していますか。各課や団体の提案する事業に一定の設定を作ることになるのでしょうか。
- 事業評価に加えて、「協働自体の評価」を行うことが必要と考えます。協働における問題点や課題、効果的な手法などのノウハウを蓄積することで、「協働の段階」を、次に実施する方々への参考となり、協働の促進へとつながっていくのではないのでしょうか。
- 横浜コードにあるような「対等」「自主性尊重」「相互理解」「目的共有」「公開」などは盛り込んだ方が良いと思われます。

補足資料（資料5-3）について

①協働にふさわしい領域について

- 特に異論はありません。本項記述の通り、「社会の変化や市民ニーズに合わせて柔軟に考えていくべき」と思います。上述した高齢化の急速な進捗は、どの領域にも関係する問題・課題を含んでいると思います。
- 「公益性の高い地域課題の解決」を協働事業の目的とするならば、自己実現系の事業（生涯学習の支援やスポーツの推進）は協働事業の対象領域から外してはどうか。条例の逐条解説でも自己実現系の活動は市民活動の対象として規定されていない。

- 市民活動団体と行政の専門性が求められるもの
- 制度の枠に含まれないが、当事者ニーズの高いもの
- 多様なニーズがあり、分野横断的な対応が必要なもの

●「当事者性」「専門性」については入れるべきだと思います。ただ、具体的にあげると、その双方にまたがる分野が多いので、カテゴライズすべきなのかちょっとわかりません。

「地域社会の主體的な取組が必要な分野」は具体的に示すと「安上り行政」という雰囲気を出してしまい、「地域全体の合意形成が必要な分野」は「相手に丸投げ、行政の責任回避」とも受け取られかねません。

「コミュニティの育成」は重要だと思いますが、具体的にはそれが生涯学習ですかね？
全体的に、具体的に分野を示すと、結構違和感がありそうです。

②選考について

●当然のことでしょうが、「当該協働事業によりその果実を享受できるのは誰か？」、「現状よりどのように改善されるのか？（課題・問題認識）」、「目標は（可能な限り）定量的に把握できるか？」、「目標が定性的な場合でも、第三者の視点から優位性がわかるか？」、「既存の行政施策や協働事業により代替可能か否か？」など。

●選考にあたっては、短期的なアウトプットに拘らず、中長期的なアウトカムを重視する。

●領域を横断する事業や課題が複合的な事業にも積極的に取り組む。例えば、団体の提案が地域の現状やニーズに合致し、地域課題の解決に向けて有効な事業であると認められれば、その事業に対応できる課がなくても必要な庁内のコーディネートを行い、部門を横断するプロジェクトを立ち上げるなどの対応をとる。

●「地域性の視点を取り入れる」ということで、選考に影響を与えることがありますか。具体的に例があれば教えてください。

3/29WG ここまで

●協働する両者が地域・社会の課題（ニーズ）を的確に把握し、目的・目標が明確か

●鎌倉市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか

●その事業が、課題解決に適した内容かどうか

●具体的かつ実行可能な計画となっているか

●経費の見積もりは、根拠が明確で事業内容に見合った妥当なものであるか

●事業を実施することで、相乗効果を生み出し、課題解決に結びつくものかどうか

●1+1が2以上になるかどうか、でしょうか？

●事業によって大切にすべき選考基準点は異なる。

例えば、子育て支援では事業運営だけではなく利用者の視点を重視すべき。この場合で言えば子どもへの接し方、トラブルへの対応、親へのサポートや意見の吸い上げまで、しっかり

と考えられているかも重要になってくる。ガイドラインに基本的な部分は示しつつ、事業ごとに特有の評価基準を加える。それについては担当課と事業に詳しい第三者による検討が必要と考える。

- 選ばれた団体はもちろん、選ばれなかった団体についても、その理由と今後期待することを伝えて、この選考会に参加したことが今後の糧になるようにしたい。

③評価について

- 上述の選考基準を踏まえることが必要であろう。公開の義務化は必要であろう。資金も含めて公的リソースを利用することから、説明責任が伴うので。ただし、「公開を通じて市民に評価してもらう」ことは全てに当てはまるのであろうか？ 事務局の思いを伺いたい。

- 成果物・事業量だけでなく、事業による効果・成果・社会変化も評価の対象とする。
- 協働事業を行うことで生じた双方の良い変化（獲得したスキル、組織の対応能力、人材の育成など）も併せて評価する。

- 市民評価を行った場合、その評価を以降の事業にどう反映させるのか、そのやり方・方法も示しておくべきではないでしょうか。

- 協働するもの同士の関係だけではなく、課題に向き合っているか（協働相手に依存していないか）

- お互いの特性・資源が何かを認識し、それらを活かせたか
- 協働の課題・目的を理解した上で適切に事業に取り組めたか
- 記録をきちんと残しているか
- 透明性を確保できたか

- 協働することで何を生み出したか？という視点。公開は当然だと思います。

- 事業の自立と継続性

- シート公開はよいと思う。公開して意見要望を寄せてもらうとよいと思うが、誹謗中傷を避けるための対策が必要か。

④協働事業の定期的な見直しについて

- 協働事業毎に最初に見直し時期を設定してはどうか？ ゼロベースでの定期的な見直しは必要であろう。賞味期限切れの事業を既得権益としているかもしれないし、他の手段・施策等で代替出来ているかもしれないので。また、逆にリソースの追加投入により効果を改善することができたり、時間的なスピードを速めることができるかもしれない。

- 見直しの際は、上記の評価も参考にする。見直しによって期待できる成果を十分検討する。

●選考時点で一定程度期間を定めておくことで、提案する側、応募する側ともに事業の計画的な提案ができると思います。ただし、事業の内容にもよるといいますので、表現は一律であるとか限定的ではないように考える必要があると思います。

●協働の目的・目標を相互に改めて確認できているか

●四半期ごとに、協働や事業における課題を確認しあい、それに適切に対処できているか

●協働で実施することでの期待値が満足いくものかどうか

●予算が適切に執行されているか。

●課題の抽出と対策をしっかりと考え、実行に移しているか。

⑤各課選考委員会への委員の推薦について（希望制）

●様々な視点や知見を反映するということからすれば、必要でしょう。希望制ではなく、必須かもしれない。複数名が望ましいのでは。推薦は、市民活動推進委員会での議論や審議を踏まえた方が良くと思う。協働コーディネーターの新設は、屋上屋を重ねることになりはしないか懸念がある。

●各課選考委員会が協働事業の内容を審査し実施を判断するのであれば、その判断が市の都合に偏らないようにするため、選考委員会の構成員には第三者を入れる。

●第三者の選定は、協働事業経験者の中から市民活動推進委員会が推薦する。

●選考委員会の手法（委員構成や審査方法など）が理解できていなくて申し訳ないのですが、実際に各課が委員を選考するときには、協働の視点を持った委員を入れるのではないのでしょうか。要請があったときに地域のつながり課が紹介するということになるのでは。「派遣」というのは？です。

●サポート体制の構築は必須と考えます。市民との協働のあり方を把握しており、さらに庁内の状況・文化を把握している、地域のつながり課の関与は欠かせません。

●仕組みとして推進委員会から委員が出る若しくは推薦するのは必要だと思う。担当課から依頼するのはよくないと思う。

・その他ご意見等

●協働事業を行う際には、事前に協働に関する説明会もしくは、研修会への参加を必須とするなど、予め、協働とは何か、という知識を得ていることが望ましいのではないのでしょうか。（団体側は、行政依存を防ぐために、行政側は、請負との違いを認識していただくためにも。